外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一

一～三　（略）

四　食品製造関係（八職種十五作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
非加熱性水産加工食品製造業	（略）	水産加工食品製造業技能評価試験	全国水産加工業協同組合連合会
	発酵食品製造		
	調理加工品製造		
	生食用加工品製造		
（略）			

五～七　（略）

別表第二

一～三　（略）

四　食品製造関係（十一職種十八作業）

職種	作業
（略）	
非加熱性水産加工食品製造業	（略）
	発酵食品製造
	調理加工品製造
	生食用加工品製造
（略）	

五～八　（略）

改正前

別表第一

一～三　（略）

四　食品製造関係（八職種十三作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
非加熱性水産加工食品製造業	（略）	水産加工食品製造業技能評価試験	全国水産加工業協同組合連合会
	発酵食品製造（新設）		
	（新設）		
（略）			

五～七　（略）

別表第二

一～三　（略）

四　食品製造関係（十一職種十六作業）

職種	作業
（略）	
非加熱性水産加工食品製造業	（略）
	発酵食品製造
	（新設）
	（新設）
（略）	

五～八　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。